

碧南市臨海公園・港南緑地における キッチンカー出店内規

令和2年4月1日制定

令和2年5月25日改正（令和2年6月1日適用）

令和2年8月17日改正（令和2年8月22日適用）

令和3年4月1日改正（令和3年1月4日適用）

令和6年9月1日改正（令和6年9月2日適用）

令和8年10月1日改正（令和8年10月1日適用）

碧南市臨海公園・港南緑地におけるキッチンカーの出店は、次に基づき実施するものとする。

1 出店場所

(1) 碧南市臨海公園

① 公園内の公園入口（電気使用可能）、②噴水前（ドーム北含む。電気使用可能）、③くじら池（店向きは内向き正面）、④水族館出入口周辺（電気使用不可）の4箇所のエリアを出店場所とする。①、②、③については、使用前後は臨海野球場常駐職員に声をかけること。電気を使用する場合はその旨伝え、市の指定場所から電気を供給すること。④については、使用前後は水族館職員に声をかけること。

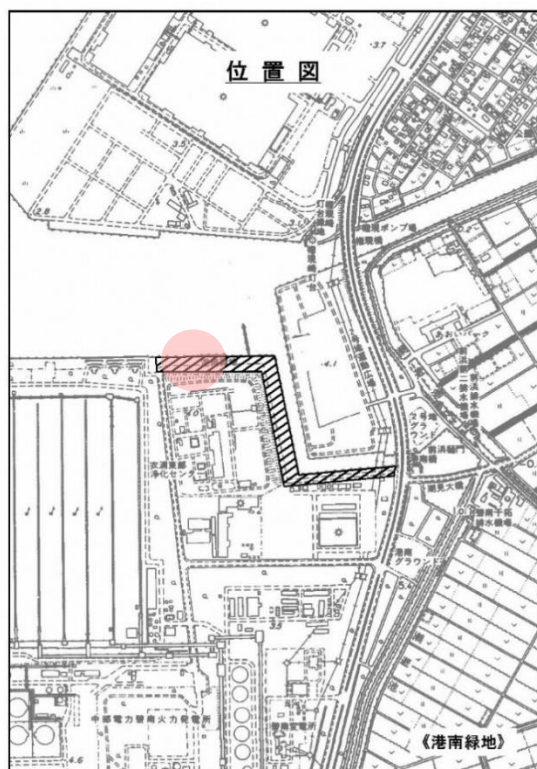


(2) 港南緑地

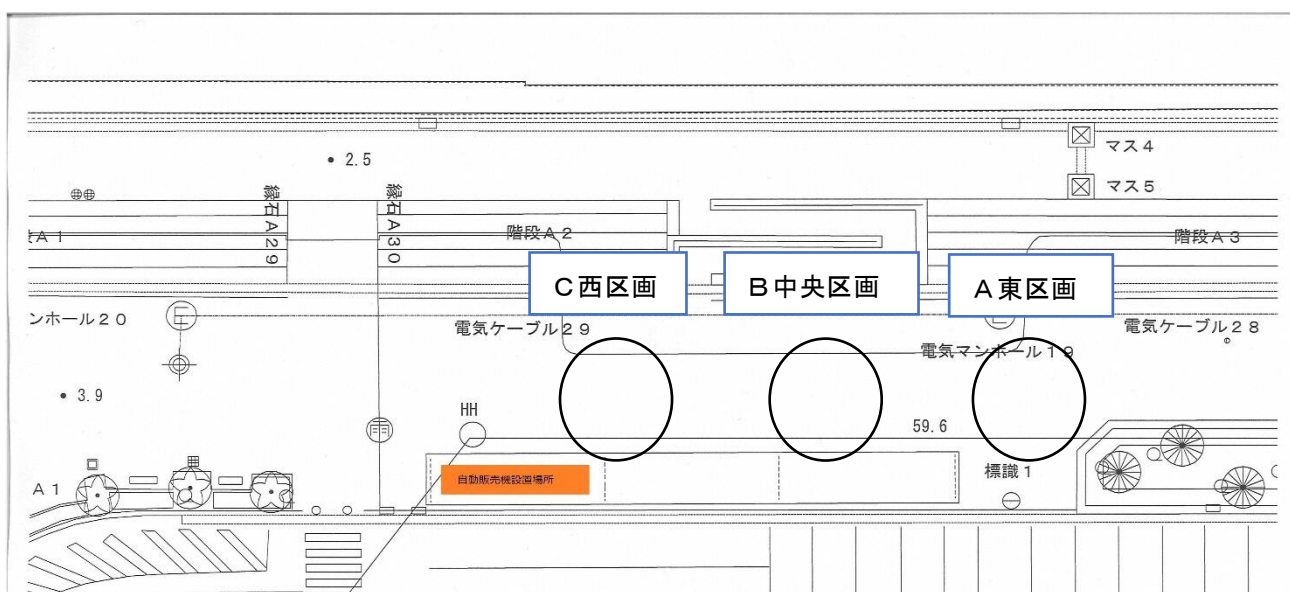
港南緑地駐輪場内のスケートボードパーク隣接部（植栽部切れ目）から西へ順にA 東区画、B 中央区画、C 西区画の3箇所を出店場所とする。

電気は使用できないため、自家用発電機が必要。駐輪場出入口の車止め（バリカー）の鍵を、実施日直近の市役所開庁日の午後4時までに都市整備課窓口に取りに来ていただき、使用後の当日午後9時までに市役所宿直（開庁時間内であれば都市整備課）に返却する。鍵の開閉は必ずキッチンカー業者が行ってください。（守れない場合は許可を取り消す場合があります。また、鍵を紛失した場合は代わりの鍵を作ってください。その鍵を作ってくださいまでは出店はできません。）

【全体図】



【箇所図】



2 出店時間

夏期（7月から9月まで） 午前9時から午後8時

夏期以外 午前9時から午後6時

水族館出入口周辺 午前9時から午後5時

※終了時刻までに片付け及び周辺のゴミ拾い等を完了し、公園から出られるようにすること。

3 予約方法

(1) キッチンカー業者は、都市整備課ホームページ記載の必要書類（碧南市公共施設予約システム利用者登録申請書、碧南市市税等口座振替納付依頼書兼廃止届出書、食品営業許可証の写し（自動車による営業が許可されているもの）、販売する飲食品の内容がわかるもの）を事前提出し、都市整備課が指定する日に、碧南市公共施設予約システム利用者登録カードを受け取りにきてください。

(2) (1)で提出した書類に変更が生じた際は必ず提出をしてください。

※特に食品営業許可の許可期日を過ぎた場合、碧南市公共施設予約システム利用者登録カードは強制的に使用できなくなります。必ず食品営業許可期日前に更新した食品営業許可証の写しを提出してください。

(3) キッチンカー出店は抽選申込みとなります。ご利用日の属する月の3ヶ月前の1日から10日までに抽選の申込みをしてください。11日に抽選を行いますので、12日から20日までの間に抽選結果の確認をしていただき、当選された方は確定処理をしてください。なお、21日以降、予約の空きがある場合は、先着順で利用の申込みをお受けいたします。

利用までの流れ	内容	備考
抽選申込 (3ヶ月前の1日～10日)	希望の区画、日時等を指定しお申込みください。	各公園とも、土日祝日の出店は月4回が上限回数です。(平日は上限なし)
抽選日 (3ヶ月前の11日)	コンピューターにより抽選します。	
結果確認及び確定申込 (3ヶ月前の12日～20日)	抽選結果を確認し、当選した方は当選確定処理を行ってください。※	
空き区画の予約申込 (3ヶ月前の21日～)	空き区画の利用申請は先着順となります。	

※抽選に当選された方は、当選確定期間中に「当選確定」の処理を行わないと当選した予約が取り消され、出店できません。

- (4) 今までお受けしていた電話及び窓口では、抽選申込みを受けられません。
- (5) 予約をキャンセルする場合は、システムにより、出店日の前日までに手続きをしてください。この手続きを失念してしまった場合の使用料の還付はできません。

4 料金

1 件につき日額 1, 5 0 0 円。なお、碧南市臨海公園の公園入口及び噴水前（ドーム北含む。）で電気を使用する場合は日額 1, 7 0 0 円。

5 出店資格

次に示す全ての条件に該当する個人、法人又は任意団体及びその代表者若しくは個人であること。

- (1) 公的機関の定める自動車による食品営業許可証がある者
- (2) 食品営業許可証に記載された営業の種類が、飲食店営業、菓子製造業等であること。
- (3) 食品衛生責任者等資格を有する者
- (4) キッチンカーを保有又は保有する計画がある者
- (5) 保健所が定める適切な衛生管理と加工（調理等）ができる者
- (6) 適切なゴミ処理（残飯類及び液体類）及び販売後、キッチンカー周囲のゴミ（包装類）回収を行える者
- (7) トラブル、キッチンカー利用者からの問い合わせ及びクレーム等に対して、対応が可能であること。
- (8) 次に該当する場合は欠格とします。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条に規定する営業又はこれに類する業種の事業者

イ 貸金業法（昭和 5 8 年法律第 3 2 号）第 2 条第 1 項に規定する業種又はこれに類する業種の事業者

ウ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、市における一般競争入札の参加を制限されている事業者

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定するものをいう。）又は暴力団の構成員が関与している事業者

オ 破産者で復権を得ないもの又は会社再生法若しくは民事再生法に基づく更正若しくは再生手続中の事業者

カ 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある事業者

キ その他市長が適当でないと認める業種又は事業者

6 出店条件

出店者は本市の指示に従っていただく必要がありますので、都市公園法及び施行令の規定並びに碧南市都市公園条例及び本出店内規を十分にご理解の上、ご利用ください。

(1) 販売が可能な商品は、食品営業許可を受けたキッチンカーによる飲食品とし、事前に当該販売品目を市に報告してください。市は、販売品目を広く市民に周知することができるものとします。

(2) 営業日

あらかじめ碧南市公共施設予約システムにより予約した日とします。

※年末年始の出店について

出店場所	出店不可日
水族館出入口周辺	12月29日～1月1日
水族館出入口周辺以外	12月29日～1月4日

(3) 設備等

出店に必要な設備費用は出店者の負担とし、次の条件を遵守してください。ただし、非常時の対応として、必要な場合はこの限りではありません。

ア 給水は施設内の設備は使用せず、各出店者で用意すること。

イ 排水は施設内の設備は使用せず、各出店者で処分すること。

ウ 出店者は、キッチンカー付近にごみ箱を設置及び回収し、ごみを持ち帰ること。

エ 調理に火気を使用する場合、必ず消火器を常備すること。

(4) 許可の取消

出店者が使用料を滞納した場合、公序良俗に反する使用をした場合には、出店取消しできるものとします。

その他、市が出店を不相当と判断した場合は、出店者と協議を行い、改善が認められない場合は出店取消しできるものとします。

出店取消しを受けた場合において、出店者に損害が生じても、市は一切その責めを負いません。

(5) 損害賠償

ア 出店者の責めに帰する理由により、公園施設の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、公園施設を原状に回復した場合はこの限りではない。

イ 出店者は、出店にあたり、碧南市又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己

の責任での損害を賠償しなければなりません。

ウ 移動販売の実施において、出店者又は出店者の従業員、公園利用者に損害が生じても、市はその責めを負いません。

エ 市は、市の責によることが明らかな場合を除き、当該キッチンカーに係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととします。

オ 公園利用者等の第三者の責により、キッチンカーや出店物等に被害を与えた場合、市は仲介いたしません。当事者同士で解決してください。

(6) その他留意事項

ア 食品安全法等関係法令を遵守し、出店者の責任と負担において出店開始までに営業するために必要な許可等を受けること。

イ 販売品についての事故や苦情は出店者の責任とし、迅速な対応を行うこと。

ウ 許可書は、キッチンカーの目につきやすい場所に掲示すること。

エ キッチンカーの破損、紛失等について、市は一切責任を負わないものとします。

オ 園路に設置する場合は、他の公園利用者の通行の妨げにならない道幅を確保してください。また臨海公園で実施する場合は、芝生を傷める可能性があるため、キッチンカーが侵入することのないようにしてください。

カ キッチンカーの出店、販売等にかかるキッチンカーの出店及び付帯設備の設置や撤去に要する費用、移転費等の費用、その他販売に係る経費は全て出店者の負担とします。

キ キッチンカーの出店許可及びキッチンカーによる飲食品の販売に係る業務を第三者に譲渡、転貸又は再委託した場合は許可を取り消します。

ク コロナ感染症対策として、従業員の体調管理、咳エチケットや手洗い、アルコール等による手指の消毒、接客時のマスク着用、消毒剤の設置、利用者の手指が頻繁に接触する箇所のこまめな消毒、利用者への手洗い及び手指の消毒の注意喚起を徹底してください。また、密集、密接を避け、混雑時には利用者同士の間隔を空けて並んでいただくよう注意してください。

ケ 出店時にテーブルを出したい場合は、2テーブルまで（イスはそれに付随する数まで）は可能とします。なお、通路などの他の利用者の妨げになる場所には置かないでください。また、テーブルやイスの消毒も使用前後に行うとともに、相席をさせないなど細心の注意を払ってください。（※水族館出入口周辺はテーブル設置不可。）

コ 使用後は、環境美化のため公園全体のゴミ拾いや除草作業にご協力ください。

サ この内規に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、法令（碧南市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、市と出店者の協議の上処理するものとします。